岡山市自主防災組織等育成事業

助成金交付要綱

平成３１年４月１日施行

令和２年３月１日改正施行

令和２年４月１日改正施行

令和３年４月１日改正施行

令和４年４月１日改正施行

（目的）

第１条　この要綱は、自主防災組織等の育成強化を図ることを目的に、予算の範囲内において、岡山市自主防災組織等の育成のための助成金を交付するものとし、その交付に関して、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和４８年市規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則で使用する用語の例による。

(1)　単位町内会　「岡山市町内会名簿」に掲載されている町内会・自治会のことをいう。

(2)　連合町内会　「岡山市町内会名簿」に掲載されている学区・地区での連合組織のことをいう。

(3)　自主防災組織　　地域の防災活動を行う単位町内会のうち、岡山市に自主防災組織結成の届出を行ったものをいう。

(4)　学区（地区）防災組織　　地域の防災活動を行う連合町内会のうち、岡山市に学区（地区）防災組織結成の届出を行ったものをいう。

（助成金の種類）

第３条　助成金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件等については当該各号により次条以降に定める。

(1)　避難活動準備助成金　　第４条に定めるもの

(2)　学区（地区）連絡調整助成金　　第５条に定めるもの

(3)　活動運営費助成金　　第６条に定めるもの

(4)　地域防災マップ作成助成金　　第７条に定めるもの

（避難活動準備助成金）

第４条　避難活動準備助成金は、単位町内会が自主防災組織を結成し、地域の防災活動を始めるために要する経費を助成する事業、またはすでに結成している自主防災組織が地域の防災活動を実施するために要する経費を助成する事業で、次の各項に定めるものを対象とする。

２　助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のとおりとする。

　(1)　防災資機材の整備

　(2)　平常時の防災訓練等に要する物品の購入

　(3)　地域内の状況把握のための活動

　(4)　防災意識啓発のための活動

３　助成の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、第２条第３号の自主防災組織であり、別表第１に該当するものをいう。

４　助成金額の上限は、別表第１のとおりとする。

５　助成金の交付回数は、同一の助成対象事業者について１回とし、他の助成制度の対象となった経費については、当該助成金の交付対象としない。

６　助成対象期間は、年度を単位とし、自主防災組織等育成事業助成金交付申請書（様式第１号。以下「助成金交付申請書（様式第１号）」という）を提出した日の属する年度とする。

７　助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、第２項各号の助成対象事業を実施するために要する経費とする。

８　助成金額は、第４項に定める助成額と前項の助成対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。

９　助成金の交付申請は、助成金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、第２項の助成対象事業を実施する２０日前まで、かつ毎年度３月３１日まで（４月１日から３月３１日の間）に提出しなければならないものとする。

なお、規則第５条第２項の規定に基づき、同条第１項第３号及び第４号の書類の添付は要しないものとする。

　(1)　活動計画書

(2)　助成事業に係る経費の収支予算書

(3)　収支予算書に記載する経費金額の根拠となる資料

(4)　前号に上げるものの他市長が必要と認める書類

１０　市長は、規則第７条第２項の規定に基づき、助成金の交付の決定に当たって、活動計画において、避難誘導を基本とする活動を計画し、準備を含め実施する努力を行うこととの条件を付するものとする。

（学区（地区）連絡調整助成金）

第５条　学区（地区）連絡調整助成金は、学区（地区）の連合町内会が防災組織を結成し、学区（地区）内の防災に関する連絡調整活動を実施するために要する経費を助成する事業あり、次の各項に定めるものを対象にする。

２　助成の対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

(1)　学区（地区）で必要な防災資機材の整備

(2)　学区（地区）の自主防災組織との合同防災訓練の実施

(3)　学区（地区）の状況把握のための活動

(4)　学区（地区）の防災意識啓発のための活動

(5)　学区（地区）の自主防災組織との連絡・調整等準備に要する運営活動

３　助成対象事業者は、第２条第４号の学区（地区）防災組織であり、別表第１に該当するものをいう。

４　助成金額の上限は、別表第１のとおりとする。

５　助成金の交付回数は、同一の助成対象事業者について１回とし、他の補助金等制度の対象となった経費については、当該助成金の交付対象としない。

６　助成対象期間は、年度を単位とし、自主防災組織等育成事業助成金交付申請書（様式第１号。以下「助成金交付申請書（様式第１号）」という）を提出した日の属する年度とする。

７　助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、第２項各号の助成対象事業を実施するために要する経費とする。

８　助成金額は、第４項に定める助成額と前項の助成対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。

９　助成金の交付申請は、助成金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、第２項の助成対象事業を実施する２０日前まで、かつ毎年度３月３１日まで（４月１日から３月３１日の間）に提出しなければならないものとする。なお、規則第５条第２項の規定に基づき、同条第１項第３号及び第４号の書類の添付は要しないものとする。

(1)　活動計画書

(2)　助成事業に係る経費の収支予算書

(3)　収支予算書に記載する経費金額の根拠となる資料

(4)　前号に上げるものの他市長が必要と認める書類

１０　市長は、規則第７条第２項の規定に基づき、助成金の交付の決定に当たって、活動計画において、学区（地区）の防災に関する連絡調整活動を基本に計画し、実施することとの条件を付するものとする。

（活動運営費助成金）

第６条　活動運営費助成金は、自主防災組織または学区（地区）防災組織が、活動運営を実施するために要する経費を助成する事業であり、次の各項に定めるものを対象とする。

２　助成の対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

(1)　防災意識啓発のための活動

(2)　地域内の状況把握のための活動

(3)　防災訓練の実施

(4)　防災資機材の整備

(5)　災害時要配慮者の居住状況の把握

(6)　避難行動要支援者の避難支援体制づくり（個別避難計画の作成）

３　助成対象事業者は、自主防災組織または学区（地区）防災組織であり、別表第１に該当するものである。ただし、前項第６号に規定する事業にあっては、自主防災組織のみを助成対象事業者とする。

４　１団体に対して１年度につき交付できる助成金の交付額の限度額は、次に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる金額とする。

(1)　　第２項に規定する事業のうち、次に掲げるいずれかの事業を実施する場合　２万円

　ア　年１回以上の防災に関する訓練。

イ　年1回以上の防災に関する勉強会。

(2)　 第２項に規定する事業のうち、前号ア又はイ及び次に掲げるいずれかの事業を実施する場合　５万円

ア　地域住民の避難体制の構築に関する活動。

イ　避難所運営に関する活動。

５　助成対象事業者が第２項第６号に規定する事業を行う場合、前項に規定する助成限度額に、作成を行った件数１件あたり３千円の加算を行うものとする。ただし、加算額の決定に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)　作成を行った個別避難計画を市に提出すること。

(2)　岡山市が提供した避難行動要支援者名簿に掲載された要支援者について個別避難計画の作成を行ったものであること。

６　助成金の交付回数は、同一の助成対象事業者について１年度につき１回とし、他の補助金等制度の対象となった経費については、当該助成金の交付対象としない。

７　助成対象期間は、年度を単位とし、自主防災組織等育成事業助成金交付申請書（様式第１号。以下「助成金交付申請書（様式第１号）」という。）を提出した日の属する年度とする。

８　助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、第２項各号の助成対象事業を実施するために要する経費とする。

９　助成金額は、第４項及び第５項の規定により算出した助成額と、前項の助成対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。

１０　助成金の交付申請は、助成金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、第２項の助成対象事業を実施する２０日前まで、かつ毎年度３月３１日まで（４月１日から３月３１日の間）に提出しなければならないものとする。なお、規則第５条第２項の規定に基づき、同条第１項第３号及び第４号の書類の添付は要しないものとする。

(1)　事業計画書

(2)　助成事業に係る経費の収支予算書

(3)　収支予算書に記載する経費金額の根拠となる資料

(4)　前号に上げるものの他市長が必要と認める書類

（地域防災マップ作成助成金）

第７条　地域防災マップ作成助成金は、自主防災組織または学区（地区）防災組織が、地域防災マップ作成をするために要する経費を助成する事業であり、次の各項に定めるものを対象とする。

２　助成の対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

(1)　地域内の危険箇所等を把握し、点検・確認するための活動

(2)　防災マップ作成のための災害時要配慮者の居住状況の把握

(3)　防災マップの製作作業に要する物品などの購入

３　助成対象事業者は、自主防災組織または学区（地区）の防災組織であり、別表第１に該当するものである。

４　助成金額は、別表第１のとおりとする。

５　助成金の交付回数は、同一の助成対象事業者について助成を行う年度につき１回とし、助成を行った年度の翌々年度が経過するまでは再度の助成を行わない。また、他の補助金等制度の対象となった経費については、当該助成金の交付対象としない。

６　助成対象期間は、年度を単位とし、自主防災組織等育成事業助成金交付申請書（様式第１号。以下「助成金交付申請書（様式第１号）」という）を提出した日の属する年度とする。

７　助成対象事業の実施に際し支出される経費のうち、助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、助成対象事業を行うために必要な経費とする。

８　助成金額は、第４項に定める助成額と前項の助成対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。

９　助成金の交付申請は、助成金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度３月３１日まで（４月１日から３月３１日の間）に提出しなければならないものとする。なお、規則第５条第２項の規定に基づき、同条第１項第３号及び第４号の書類の添付は要しないものとする。

(1)　事業計画書

(2)　助成事業に係る経費の収支予算書

(3)　収支予算書に記載する経費金額の根拠となる資料

(4)　前号に上げるものの他市長が必要と認める書類

１０　市長は、規則第７条第２項の規定に基づき、助成金の交付の決定に当たって、第２項各号に定める事項のほか、事業計画について、地域の危険箇所や防災上の現地確認作業を計画し、実施することとの条件を付するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第８条　規則第１３条に規定する状況報告及び規則第１５条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

（実績報告）

第９条　助成事業者は、助成事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から起算して２０日以内に、助成事業の実施状況を記載した自主防災組織等育成事業実績報告書（様式第３号。以下「実績報告書（様式第３号）」という）に次の各号に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときもまた同様とする。

(1) 助成事業に係る経費の収支決算書

(2) 支出の事実を証する書類

(3)　助成事業の実施状況が分かる写真（第６条の活動運営費助成金のみ）

(4)　事業報告書

(5)　個別避難計画書の写し（第６条第５項第６号の事業を実施する場合のみ）

(6)　作成した地域防災マップ　１部（第７条の地域防災マップ作成助成金の場合のみ）

(7)　その他市長が必要と認める書類

　（助成金の完了前交付）

第１０条　規則第１９条第１項ただし書の規定により、事業を実施することに支障がある場合には、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付できる。

２　前項の規定に基づき、助成事業の完了前に交付できる額は、別表第１のとおりとする。

（助成金の交付の申請）

第１１条　助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第５号）に助成金交付決定通知書（様式第２号）または助成金確定通知書（様式第４号）の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第１２条　規則第２４条第２号に規定する市長が定めるもの、および規則第２４条第３号に規定するその他市長が助成金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるものは、購入代金５万円以上のものとする。

２　規則第２４条ただし書に規定する市長が定める期間は、１０年間とする。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　附　則

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　岡山市自主防災会防災資機材及び防災マップ給付事業実施要綱の規定により、自主防災会結成の届

出を行った単位町内会については、この要綱の自主防災組織の結成の届出を行ったものとみなす。

３　岡山市自主防災会防災資機材及び防災マップ給付事業実施要綱の規定により、自主防災会結成の届

　出を行った連合町内会については、この要綱の学区(地区)防災組織結成の届出を行ったものとみなす。

附則（令和２年２月２６日）

１　この要綱は、令和２年３月１日から施行する。

附則（令和２年３月３１日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則（令和３年３月２９日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則（令和４年３月３１日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。